



平成 29 年 8 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社テー・オー・ダブリュー
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
(CEO) 江草康二
(コード番号:4767 東証第一部)
問合わせ先 執行役員管理本部長兼 CFO
大谷 栄一
T E L 03-5777-1888

取締役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定にかかる議案並びに当社子会社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会へ委任する議案の株主総会付議に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、(I)当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与するために、当社取締役報酬枠を年額 600 百万円に拡大し、そのうち 200 百万円をストックオプションとしての新株予約権に関する報酬枠とする議案並びに(II)当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブの取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案を、平成 29 年 9 月 26 日開催予定の当社第 41 期定時株主総会に上程する旨決議致しましたので、お知らせいたします。なお、議案の内容の詳細は以下のとおりです。

記

I. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額の変更の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、平成 27 年 9 月開催の第 39 期定時株主総会において、年額 400 百万円以内とし、そのうち年額 30 百万円以内の部分を株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額に割り当てる旨ご承認頂いております。

当社は、当社の役員報酬と業績を連動させ、株主重視の経営意識を高め、長期的な業績向上への意欲を高めることを目的として、株主報酬型ストックオプションを取締役に付与しており

ましたが、上記目的を更に推し進めるため、当社の取締役の報酬枠を年額 600 百万円に拡大させ、そのうち、200 百万円を株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬枠に割り当てることにつきご承認をお願い致したいと存じます。

ストックオプション付与の具体的な方法につきましては、大要下記の内容の新株予約権を発行し、ご承認頂いた報酬枠の範囲で行使期間開始日までの間の対象者の報酬請求権と新株予約権の公正価格に相当する新株予約権の払込金額（発行価額）の払込債務とを相殺することをもって、ストックオプションを付与することを予定しております。この場合の新株予約権の公正価格はオプション評価理論に基づき算定したオプション価値を下回らない額とします。

また、コーポレートガバナンスの強化の観点からご承認頂きました株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権にかかる報酬枠に基づき、当社取締役会が新株予約権の発行決議を行う場合、当社監査等委員である取締役の過半数が当該新株予約権発行決議に賛成することを条件とすることと致します。

なお、42 期における付与は取締役 3 名に合計 2740 個の新株予約権を付与すること（その内訳は、代表取締役社長江草康二に 1300 個、取締役村津憲一に 920 個及び取締役（就任予定）小杉穂高に 520 個）を予定しており、取締役選任/再任予定である者については、41 期株主総会において取締役選任議案が可決されることを条件としております。

記

当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容と致したく存じます。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

報酬枠の範囲で新株予約権の発行にかかる当社取締役会決議（以下「発行決議」という。）で定める新株予約権の総数とする。

（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株。ただし、下記に定める株式調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

報酬枠の範囲で発行決議で定める新株予約権の目的である株式の種類及び数とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(2) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成 35 年 7 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの期間の範囲で発行決議において定める期間とする。

- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 行使期間の開始日において、対象者が当社または当社子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由の有る場合にはこの限りではない。
 - ② 対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い(報酬請求権との相殺による。)を完了していることを要する。
 - ③ 平成34年6月決算期における当社の連結経常利益が25億円以上であることを要する。(平成34年6月決算期以外の決算期の業績は問わない。)
 - ④ 対象者は、発行決議により定める決算期の決算発表が行われた後においてのみ新株予約権の行使ができる。
 - ⑤ 行使期間の開始日以後において対象者が当社または当社子会社の取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、新株予約権の行使ができる。
 - ⑥ その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
- (7) 新株予約権の主な取得条項
- ① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ② 対象者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。
 - ③ 第(6)号により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。
 - ④ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。
- (8) 端数の取扱い
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(9) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合（但し、第(7)号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。）において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)号に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たり 1 円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
第(3)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(3)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第(4)号に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件
第(6)号に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

第(5)号に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

第(7)号に準じて決定する。

(10) 新株予約権のその他の内容

上記(1)から(9)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(11) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(12) 新株予約権証券の発行の有無

新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

II. 当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブの取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして、特に有利な条件で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブの取締役に対してストックオプションとして、特に有利な条件で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

また、コーポレートガバナンスの強化の観点からご承認頂きました新株予約権の募集事項の決定の委任に基づき、当社取締役会が新株予約権の発行決議を行う場合、当社監査等委員である取締役の過半数が当該新株予約権の募集事項に賛成することを条件とすることと致します。

なお、新株予約権の付与対象者は、株式会社ティー・ツー・クリエイティブ代表取締役社長小林雄二であり、260 個の新株予約権の付与を予定しております。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
役員報酬と業績とを連動させ、株主重視の経営意識を高め、長期的な当社の業績向上への意欲を高める目的を、当社子会社取締役に共有させるために、当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブの取締役に対し、新株予約権を次の要領で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

当社子会社である株式会社ティー・ツー・クリエイティブの取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容と致したく存じます。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数は 260 個を上限とする。

(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株。ただし、下記に定める株式調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式 2 万 6,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

- (2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
平成 35 年 7 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
- (5) 各新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 平成 35 年 7 月 1 日の時点において、対象者が当社または当社子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ② 平成 34 年 6 月期における当社の連結経常利益が 25 億円以上であることを要する。
(平成 34 年 6 月期以外の決算期の業績は問わない。)
 - ③ 対象者は、平成 35 年 6 月期の決算発表が行われたのちにおいてのみ新株予約権の行使ができる。
 - ④ 行使期間の開始日以後において、対象者が当社または当社子会社の取締役在任中に死亡した場合、対象者の相続人は、対象者死亡後新株予約権の行使ができる。
 - ⑤ その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。
- (8) 新株予約権の主な取得条項
 - ① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された

とき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 対象者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。
- ③ 第(7)号により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。
- ④ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。

(9) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てるものとする。

(10) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合（但し、第(8)号に基づき当社が対象者より新株予約権を取得しなかった場合に限る。）において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第(1)号に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに

各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
第(4)号に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第(4)号に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第(5)号に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の行使の条件
第(7)号に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
第(6)号に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
第(8)号に準じて決定する。
- (11) 新株予約権のその他の内容
上記(1)から(10)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (12) 新株予約権の割当日
新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
- (13) 新株予約権証券の発行の有無
新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

以 上